

古代・中世の「家」と家族

——養子を中心として——

田 端 泰 子

はじめに

中世の家族をみる時、血縁親族以外に、養子・猶子などとして非血縁の人物が家族の中に入ってくるものがしばしばあることに気付く。この猶子や、擬制的な親子関係である烏帽子親—子の関係は、中世社会に特有の慣行であると思われる。ここでは、中世の家族、「家」を検討するなかで、このような非血縁的要素が、なぜ血縁紐帯の中に入り込む必要があったのか、を検討してみたいと思う。

日本の家族制度を通観された論考としてはほとんど唯一の業績ともいえるべき福尾猛市郎氏の『日本家族制度史概説』^①には、中世の養子について次のように記されている。「令の養子制は、家を一つの生命とし、その継嗣を尊重する目的から起こるのであるが、平安時代以降とくに武家の養子制は、それ以外に広く一族や従者を家族的な精神をもって包容する日本社会のあり方に連なるものであり、養子の制度もその現われとみるべきである。」^②

家の継嗣を目的とした養子制から、他人を包含する大家族（武士団）への変化が想定されているのであるが、「家」が現実には氏から分化してくる時期を令制の時代にみてよいのかという点、律令の施行によって養子制度がただちにすべての階層に定着したとしてよいのかという点、他人を養子や猶子として家族に包含した平安期以降の家族は、「大家族的なあり方」であったのだろうか、という点など、さまざまな問題が導き出される。これらの点を念頭に

置きつつ、養子を通して、「家」の成立とそれによる家族の変質過程を追究してみたいと思う。

中世の在地領主の「家」については、石井進氏の「イエ支配の独立・不可侵性」を「日本中世社会の分権的・多元的構造の中核をなすもの」とする説がある。このような意義をもつ在地領主の「イエ支配」とは、石井氏によれば、①中核にある家・館・屋敷、②周囲にひろがる直営田、③さらに周辺部の地域単位（庄・郷・保・村などで、地頭の職権を行使して支配）の三者からなり、これらはまた三重の同心円を形づくっており、①の拡大発展、③の外円部全体の吸収という方向性をもっている、とされる。^③これに対し、大山喬平氏は、イエ支配の図式は在地領主を直接の対象として構成されたものであるが、村落領主にも名主層にも適用できるとしている。^④

このように近年「家」は、在地領主の領域支配の問題としてとらえられ、中世社会の特質を示すものとの位置づけが与えられている。ここでは、領主支配の面は一まず措いて、家の継承の面を中心に、そこの養子の意義を、古代から中世末に到るまで、考察してみたいと思う。血縁ないし、非血縁の養子をどのように迎えているのかをみることよって、各時代の「家」の内部がよりよく理解されうるのではないかと考えるからである。

一 古代社会の養子

古代律令制下においては、親と子は居を共にし財を同じくするものであるとの認識があり、親元から子が離れることが刑に値した。「戸婚律」には、祖父母・父母があるのに子孫が籍を別ち、財を異にすれば徒二年、もし祖父母・父母が命じて籍を別たしめ、および子孫をしてみだりに人の後を継がしめると徒一年、とある。^⑤別籍や養子はこのように、原則として禁じられていたことがわかり、特に子孫の方から別籍・異財を行なった場合は、祖父母・父母からのそれよりも重罪に値したのである。したがって、律令制社会では同居共財を通常とし、子孫が籍を分ち、他人の跡を継ぐという行為は否定されていたのであり、他人を養子とするという行為は、社会通念としてもごくまれ

な場合であつたと考えられる。

親—子の関係においては、親の子に対する権限は強かつた。「儀制令」に祖父母・父母の患が重い時、または圜(獄舎)にある時、婚嫁することを許さず、もし祖父母・父母が命じて婚嫁を許した場合は、宴会を許さずとある。この規定は、父母の不幸は子の不幸でもあるという親子一体観に基づくと思われるが、その背後には、同居共財の家族として、行動を共にすべきであり、その家族の中で親は尊長として尊重されるべきであるという、律令の理念がみとれる。また、「鬪訟律」には、子孫が教令に違反し、供養に欠があれば徒二年に処し、祖父母・父母を告げる者は絞、祖父母・父母を罵る者は徒三年、祖父母・父母を殴る者は皆斬、過失によつて殺した場合は流三千里とある。もし子孫が教令に違反して、祖父母・父母がその子孫を殴殺すれば、徒一年半に処せられるにすぎないのと、対照的である。教令違反、つまり親の教えに違反することは子孫には大罪とみなされ、訴えたり罵ることさえ処罰の対象となつたが、逆に親が子を戒めるために殴つたり傷を負わせても罪にはならず、殺した場合のみ徒一年半という軽い罰を受けることになつている。親権はいかに強大であるか、教令に違反することがいかに重罪であると認識されていたかがわかる。それは、学校という教育機関のほとんどない古代社会には、親が唯一の教育者であつたからであり、親は子を養育する責任と義務を負つていたためであると考えられる。赦にあつても許されないと「八虐」の一つに「不孝」があるのをみても、親への反抗が通常の罪よりも数等厳しく重いものにとらえられていたことがわかる。

逆に孝悌・忠信の聞え高い者は、国守が推挙して官吏への道が開かれており、不孝悌で礼を乱し五常の教えにそむき法令を守らない者を繩すのが国守の任務であつた。「賦役令」にも、孝子・順孫・義夫・節婦の聞えのある者は、大政官に申して奏聞し、門に表し、同籍の者は悉く課役を免じ、精誠通感することあらば別に優賞を加えよ、と記されている。このように、親に対する孝心が厚いと周辺で評判の高い者は官吏に登用される機会があり、同籍の者はすべて課役を免じられたり、すぐれたものはさらに賞を与えられるというのであるから、親への孝が律令制社会

でいかに珍重されていたかがわかる。律令制社会においては「孝」は道德規範の中心に置かれていた。天平宝字元年の詔に「天下の家ごとに孝経一本を蔵して精勤誦習せよ」とある如く、家においては親に対する孝が家族関係を支える最も重要な規範とみられていたといえよう。

このような同居共財という血縁家族の結合原理の濃厚な、また孝を基本理念とする律令制下においては、養子も近親の中から選定することとされている。「戸令」には「凡そ子無くば、四等以上の親の、昭穆（しやうぼく）に合（あ）へらむ者を養ふこと聴せ」とある。^⑩ 四等の親以上の近親から昭穆に合った者を養子とすることができるというのは、姪（兄弟の子）や従父兄弟の子に相当し、彼らでなくても十五才以上の年令差があれば弟でも従父弟でも実際には養子となっていたのであり、これは血縁原理を重んじる先の親—子関係に対する考えと同じ理念に基づいているといえよう。

全くの他姓養子をとることは、律令制下では考え及ばなかったと思われる。事実、「戸婚律」では、異姓の男を養う者は徒一年、与える者は笞五十に処すとあり、^⑪ 他人を養子とすることは禁じられていたのである。例外として三才以下の捨て子の小児は異姓であつても収養することを許し（「戸婚律」）、^⑫ 死罪になる婦人が生んだ子は、家口、近親に収養させるが、近親がなければ四隣にさづけ、養子としようという者があれば、異姓といえども許された（「獄令」）。^⑬ このような例外は人道上の問題としてあるにしても、養子は同族内の近親から選ぶものとの原則が確立していたことは確かであろう。しかし現実には弟や従父弟という四等以内の近親でも養子となることは多かったのであり、中国では「昭穆」が始祖から連綿と続く尊卑長幼の秩序を意味するのに対し、^⑭ 日本では年令差を意味するにとどまったのは、中国と日本との家族関係の差に基づくと考えられる。中国では父系による家系の秩序しかなかったのに対し、日本では弟まで四等以上の親類に混入しているのであるから、父系による世代差はそれほど重視されていなかったことを意味する。父系による近親觀念の弱いことは、それだけ母系による家族関係の強いことを意味するだろう。

同族内近親にしか養子が求められなかったのは、直系親から直系子孫へというルートが、財産相続の正式ルート

であったためであろう。財産の他姓への分割は、視野に入らない問題であったと思われる。この問題を相続の面からさらに追究してみよう。

律令制下では「継嗣」という語が用いられたように、財産相続は祖先の跡を継ぐものが行うが、「家」観念は稀薄であったと思われる。しかし律令制定者の意図は、「嫡子」観念を導入し、次代相続人を明確にし、一人に多くを相続させる方向にあった「嫡子」とは「嫡妻之長子」をいう。^①

律令の持ち込んだ「嫡子」による継嗣の制度も、妻・妾未分離な現実にあつては、どの程度の実効性をもちえたか疑問である。嫡子が庶子よりも有利であつたのは、官人における蔭位の制の恩恵を受けた点のみではなからうか。

しかし三位以上となると、相続については細かく規定されている。「継嗣令」によると、嫡子が継嗣を承けるが、嫡子のない時あるいは罪疾があれば嫡孫が立ち、嫡孫がなければ嫡子の同母弟が立ち、それもないれば庶子が立ち、庶子もない時は罪疾があれば嫡孫が立ち、嫡孫がなければ嫡子の同母弟が立ち、それもないれば庶子が立ち、庶子もないければ嫡孫の同母弟が立ち、これもない時には庶孫を立てよ、とある。^②嫡・庶の序列が厳しく付けられていることがわかる。さらに、五位以上の者が嫡子を定めるには、治部省に陳牒しなければならず、嫡子に罪疾があり承けるに任えない時は、治郎省に申し立て替えることが許された。^③五位以上の官人、特に三位以上については、嫡子による相続・家の継承が、国家的要請のもとに定立させられていったことがわかる。

これに対して四位以下については「唯立^④嫡子^⑤」とあるのみである。四位以下とは「庶人以上をいふ」とある如く庶民以上を指す。「其れ八位以上の嫡子、叙せずして身亡し、及び罪疾有らば、更に立て替ふることを聴せ」は「養老令」において加えられた条項であるが、立て替えを四位以下においても認めている。したがって「養老令」では四位以下について立て替えるの条項を入れて、「大宝令」の五位以上の立て替え規定にあわせたのであろうが、「令義解」に「其四位以下者、不^レ立^⑥嫡子^⑦、若^⑧嫡子已叙、身死及罪疾者、不^レ聴^⑨更立^⑩、不^レ可^⑪再叙^⑫嫡子之位^⑬一故也^⑭」とあるので、三位以上と比べて四位以下は立て替えによつての恩恵を受けることがなかったことを示している。したがって嫡子を立てても三位以上のような順序を厳しく守ることに何のメリットもなかったたのであるから、順序を

立てて嫡子制が実施されたとはいえないと思われる。

五位以上特に三位以上に詳細な嫡子規定を設けたのは、財産相続を承けるものを嫡子とし、その選定が一族内の重要問題であつたことによるのではなからうか。こうして嫡子制が制定され、実現されると、それにともない財産も氏のそれから「家」の財産とみなされるようになることは必定であり、まず三位以上の貴族層から「家」が形成されてくると考えられる。しかし、唐律令に存在する「家督」の語はなく、嫡子を定めることのみが記されているのであるから、日本の現状は「家」の概念の未成立な実態のなかに、嫡子制のみが導入されたということであろう。嫡子制は先述のように一般には根付かず、三位以上にのみ定着していったと考えられ、その定着に伴い、財産相続上の要請と結合して、「家」が形成されてくる、と考えられる。

財産相続の詳細は、『大宝令』に規定されており、中田薫氏によれば応分条は「応レ分者、宅及家人奴婢並入ニ嫡子一。(其奴婢等、嫡子随レ状分者聽。)財物半分、一分庶子均分。妻家所レ得奴婢不レ在ニ分限一。(還ニ於本宗一。)

兄弟亡者、子承ニ父分一。兄弟俱亡、則諸子均分。寡妻無レ男承ニ夫分一。(若夫兄弟皆亡、各同ニ一子之分一。)

有レ子無レ子等、謂在ニ夫家ニ守レ志者」となり、宅と家人・奴婢はすべて、財物は半分が嫡子のもものとなるという、嫡子にはほとんどの相続権が認められた条文であることがわかる。庶子は財物の残る半分を均分できるとはすぎないし、妻や女子には相続分もない。これが『養老令』になると、氏賤は氏の上に繼承され、家人・奴婢・田宅・私財の取分を嫡子・嫡母・継母各二分、庶子一分、女子と妾は男子の半分の割合で分けることとされた。嫡子に厚いといえ、『大宝令』よりも嫡子分は極端に少なくなり、嫡母、継母や女子分が規定されていることが『養老令』の特徴であり、嫡子のみを厚遇せず、分割を基本理念としていたことは重要であろう。中世武家社会の惣領制下の分割相続(通減法による)と、理念においては共通なのである。

このような相続規定をもつ律令制社会下での養父の地位はどのようなものと考えればよいのであろうか。相続権においては養子も実子と同じ権利を認められていたと思われる。それは前述の戸令応分条に「兄弟亡者、子承ニ父

分一。養子亦同。」とあることによってもわかる。強い親権のものにあったことも同様であろう。祖父母父母を殺した場合よりも、養父母を殺した場合の方が重罪で、一等を加えられる規定となっている（「鬪訟律」^⑧）。これは養子が実父のもとを離れて新しい「家」に包摂されて生活し、その財産を相続するものとみなされたためであろう。これも「家」観念の成立過程を示す規定と受けとれる。

これとは逆に、服喪規定では血縁を重視している。「喪葬令」に、君、父母、夫、本主のために一年とあるが、祖父母、養父母のためには五ヶ月であり、親の嫡子に対する喪は三ヶ月であるが、養子に対しては一ヶ月である^⑨。養子も、祖先祭祀を通じてつながる血縁同族結合のなかに位置付けられており、喪に服する場合は出身血族に包摂されてとらえられていたことが知られる。このように、共同体成立以来の血縁観念と、相続にみられるような、新しく生れてきた「家」の継承観念とが共存しているのが、律令制社会であったと思われる。

以上述べてきたことから、律令制社会の親子関係は、親の権限が絶大であり、その中に迎えられた養子も、強大な親権の中に包まれていたが、相続規定からみても実子と変らない地位を保っていたと考えられる。これは律令国家が嫡子制を導入したことにより、特に五位以上の官人では嫡子制は国家の規制をうけてきびしく定立させられ、嫡子の相続上の位置ともからんで、「家」が創設されてきたためであると考えられる。しかし庶民クラスでは嫡子制の規制はゆるく、妻妾未分離、嫡々相承ではなく兄弟相続が実態であったこの社会では、嫡子と庶子の区別は大きな意味をもっていなかったと思われる。兄弟相続を養子制の実態とみることもできるが、兄弟相続があることからみても、庶民において「家」は未成立であったといえよう。

養子は近親から求められ、制度上他姓養子は認められていなかった。事実、ほぼ奈良時代の実態を反映していると考えられる『日本書紀』に、養子の出現する例は皆無であることも、他姓養子の存在し難かったことを示しているよう。したがって、嫡庶間では多少の地位の差はあっても、子供の間の地位はほぼ同等、血縁関係の近いものの同居共財による生活を、古代社会ではなしていたものと考えられる。但し他姓婿養子の実例はあったであろうが、『日

本靈異記』、『今昔物語』の御手代東人の場合、婿養子は婚姻を媒介としており、その後に財産を移譲するのであり、一般の養子とは別個の問題として区別していく必要がある。

二 平安期の養子

奈良期から平安初期の家族は、夫と妻の地位がい並ぶものであり、家長と家室が互いに協力して財産の運用にあたっていたことは、『日本靈異記』などにひろくみえるところである。子供は男女ともに財産を譲られていたが、平安末に成立した『法曹至要抄』によれば、不孝の男女は遺財分与にあずからないとあるので、男女子が平等に財産分与にあずかるのが原則であったが、親への孝・不孝が財産相続の資格を決定する要素となっていたことがわかる。律令制下で「八虐」の一つに「不孝」があり、重罪になったが、平安期においても、財産移譲の面において生き続けていることがわかる。

次に受領クラスの大江家の養子について考えてみる。大江家は受領をつとめるとともに文章道において菅原家と並ぶ家柄であった。一〇九四年、大江公仲は強盜・放火・殺害の罪を被り、隠岐国へ配流されることとなったが、その際所領を一族近臣に処分した。公仲は一〇九七年再び召し還されたのであるが、その後没したので、養子の有経（以実）と長子仲子の間に所領争いが生じた。一一三〇年仲子は亡父公仲の処分状その他関係文書を副えて院庁に解文を出し、裁下を求めた。仲子の主張は、有経は養子であるが、自分は「実子之長女」であるというものであった。この場合、実子と養子が争ったのであるが、女性であっても、実子を根柢として争えるのは、男女間に相続上大差がなかったためであろうと思われる。男子か女子かということよりも、実子が養子かが争点として重要であったことを示していよう。

養子有経の父広房もまた、橘氏から大江家の匡房の養子となり、その娘を娶ったのであった。公仲も、実父は広

国であり、叔父広経の養子となったものである。有経、公仲、広房三人ともに養子であった。同姓養子もあれば異姓養子もあったのである。広房の場合、大江匡房の娘をめぐったのであるから、実質上は婿であるが、婿とは呼ばれず養子といわれている。養子がこの時代、公家階級には普遍的にみられる現象であることがわかる。なぜこの時代に養子が社会的に必要なようになったのであろうか。それは遺産相続と家業相続のためであろう。家業と財産、特に家業は、男系で世襲される傾向が強くなってきたためであると考えられる。

一般に、摂関家や中小公家の家格が成立し固定化しはじめるのは平安末、白河院政期であるといわれており、家格が固定化するとともに官職が家毎に世襲化されはじめる。家職の成立である。山科家においても、後白河院の近臣平業房と高階栄子（丹後局）の間の子である教成が、藤原実教の養子となって冷泉家をつぎ、山科を院から拜領し、のちに山科家の「鼻祖」と称されている。教成の孫教頼のころから内蔵頭を世襲するようになり、以後内蔵頭・樂所別当を家業とするようになっていく。

広房の三男以実が公仲の養子となった先の例にもみられるように、貴族の二、三男は他家に入って財産相続をするか、僧になるか以外に、生活のすべはなかつたのである。^⑩

このように貴族階級では家業Ⅱ家職の成立とその相続の必要性が、養子を制度化したと考えられ、男子のない時、婚姻によって女子につがせるよりも、他姓の男子を養子として養子につがせることが行われた。古代社会に五位以上について詳しく規定されていた養子制度は、平安期に至り、他姓養子の要素を加えて、貴族層に普遍的に定着すると考えられる。

また、実子の長女と養子の間に遺産相続争いがおきているように、財産は「家」ごとに継承され、貴族の「家」が各々自立してきていることが知られる。「氏」の中から「家」が分化独立してきたのである。そして「家」の財産と家業Ⅱ家職の継承は主として男子によってなされたのである。

ところで、御手代東人が観音を念じて大福德を得る話は、『日本霊異記』にも、『今昔物語』にも記されているが、

表現が微妙に異なっている『靈異記』には「眷族量り定めて東人を放ち、更に夫妻とし、合はせて家の財物皆既に施与す」とあるが、『今昔』には「父母も娘の心を知りて、遂に免して夫妻となしつ、後には家を譲り財物をみな東人に与ふ」とある。一族が二人を夫妻とし、夫婦に家の財物を与えたとする『靈異記』に対し、『今昔』では父母が夫妻となることを許し、後で東人の方に家を譲り財物を与えているのである。夫妻となることを承認し、財産を譲与した主体が、一族から父母を単位とする家へ変化していることがわかる。さらに『靈異記』には妹が姉の遺言を受けて、その女むすめを東人に与え、「家財を主らし」めたのに対し、『今昔』では妹が姉の遺言を受けて、姉は喜んで死んだが「父母また姉の遺言に随ひて、妹を東人に与えて家の財を授く」と変化している。ここでも婚姻の決定は父母の側に変化しており、妹が娘に家財を主らせるという女性の相続権を示す表現から、父母が家の財を東人の方に与える表現に変化しているのである。

これは奈良時代の世相を反映する『靈異記』から、平安時代の様相を示す『今昔』への変化の過程をあらわすものと解される。一族から父母を中心とする家への分化、女性が財産をもち、家の中では「家財を主る」家室として夫とあい並んで対等な地位を保っていた時代から、財産を娘でなく婿へ譲与する時代への変化を察知できるのである。平安期にはこのように、父母と子供を成員とする「家」が自立し、父母の意志で財産を婿に与えることが、自然だとみなされるほど、女性の財産権は奈良時代よりも狭められていたのである。

『靈異記』の東人の話は、婿養子とは考え難いが、『今昔』の東人は婿養子とみなせるのである。家の継承を担っているからである。婿養子は双系制を基盤とするという考え^①に対しては、家業Ⅱ家職の継承を中心とする「家」が成立し、その継承が養子もふくめ男系でなされていることからみて、疑問とせざるをえない。婿養子は「家」成立以後、父系制成立以後の現象と考える。

このように平安期には氏から分れた貴族層の「家」が一般化し、男性は「家」の養子として他姓からも迎えらるるようになり、「家」の家業・家産・家格は主として男系で継承されていく。貴族層においてまず父系制が確立す

るのであり、東人の話にみられるように、奈良期に存在した一族、家室らの発言権は、父母、夫へと傾いて行く。

三 鎌倉期の「家」と養子

鎌倉期には他人養子の例は多く、またこの時代、特徴的であるのは女人養子である。女人養子とは、子のない女性が相続のため男子を養子にとることである。『御成敗式目』二十三条に「右、法意の如くばこれを許さずといへども、大將家御時以来当世に至るまで、その子なきの女人ら所領を養子に譲り与ふる事、不易の法勝計すべからず、しかのみならず都鄙の例先蹤これ多し……」とある。公家法では許されなかつた女人養子が、鎌倉期に入つて広く行われ、一般に容認されるほど広がつていたことを明らかにしている。しかし鎌倉期の後半になると、一二八六年(弘安九)ごろより異国警固が落居するまでは、女子に所領を譲ることは禁止されるに至つてゐる。男子がなければ親類の中から養子をとつてこれに譲るべしとある。所領・所職をもつ女子が、養子に譲る前に、その女性への譲与が制限されてきている状況がみられる。

養子と養親との間には、養育という事実が介在するため、養親の権限は強かつた。実父母と実子の間でも親権の強い鎌倉期に、他人養育の事実はより一層の重みをもつていたと考えられる。他人を養うということが、他人を「下人」とみなす場合のあつたことは、『とはずがたり』の二条尼の場合に端的に示されている。養子も一步誤れば自由に進退しうる下人に転落する可能性はあつた。養子を下人と区別することを追加法二四二条は明らかにしているが、かえつて下人への転落の可能性が大きかつたことを示唆していると思われる。他人に養育されたものは、実父の遺領を望んでも、讓状がなければ与えられなかつた。養育されることによつてそこで親権がその人物に対して発生するからであろう。養子は養家の親権に服することが鎌倉期の通念であつたと考えられる。

嫡子であつても指したる奉公なく、不孝の輩は所領讓与の対象からはずされるという式目二十二条も、鎌倉期の

親権の大きさを示し、養子と養親の間の関係も同様であったと考えられる。退座規定に「養父母」「養子孫」があるのも、養親と養子の間は与同するのが当然という認識が根底にあったからであろう。

養子を求める対象は、鎌倉期には一族内に限らず広がっているのが特徴である。文永四年十二月の評定に、他人に所領を和与することを禁ずるが「一族並に傍輩の子息を以て年来収養せしむる者は制の限に非ず」とあるので、養子をとる範囲は「一族並に傍輩」であり、一族以外では同階層の武士からとることが通例であったことがわかる。養子として年来養育してきた者には、所領を与えてもよいとされていることもわかる。「猶子」となる範囲も同様に「傍官並に遠類」の子息と述べられている。

御家人の養子の場合、先述のように所領を知行するので、他の階層から養子をとることは制禁されたのである。建治二年七月、医道・陰陽道の家の者が御家人の養子となり、所領を知行することを禁じている。『沙石集』には、傍輩の子息に所領を与えて子息と憑み、その子の方はその人を親とも主とも一筋にたのむ話がある。傍輩の子を養子とすることが事実として多かつたことの例証であろう。したがって武士階級では一族中に限らず広く養子を求めたとはいえ、同階層の傍輩から求めるかたが普通であり、階層をこえて養子をなすのは、幕府の制限の対象となつたのである。それは、御家人所領の流出を防ぐためであつたと思われる。

また、先の説話が、「親とも主ともたのむ」と述べているように、養育の事実によって裏打ちされているため、親権は強かつたこと、また養親の権限は主従関係にも等しいほど強力であつたことを示している。

他人に対して養子として受け容れる門を開いていることは、婿を広く求める慣行ともかわりがあるろう。

『沙石集』巻一ノ九に「和光ノ方便ニヨリテ妄念ヲ止事」の話がある。上総国高滝の地頭が一人娘をつれて熊野詣をしたが、その娘に懸想した熊野の若僧をつれて帰国、その若者を鎌倉へ地頭代として出役させる夢を見ている。全くの他人を婿とし、婿に跡をつがせるといふ状況が設定されている。関東御家人にも「月卿雲客」を婿君となすことのあつたことは式目二十五条にみえる。他人に対しては寛大であり、養子や婿として一族の中に喜んで受け入

れるという一面を、武士階級はもっていたといえよう。しかし幕府の方針は、その対象を同階層に限定しようとするものであった。

このように鎌倉期には、武士の「家」の財産Ⅱ所領・所職を継承していくために、養子は社会的に必要なものであった。「家」では養育の事実により、また社会通念としての親権の絶対性により、養子は親の強い権限のもとにあると同時に庇護のもとにあったのである。

次に養子の一族ないし、「家」内部における地位についてみてみよう。鎌倉前期は御家人の停廃激しい時期であり、源平合戦、比企氏の乱、和田の乱、承久の変、その後の霜月騒動などによって没落する御家人の数は数多あった。このような社会にあつては、器量のある者が尊ばれ、実力のあるものに被相続人は決定されたと思われる。実子でも養子でも婿でも、そのなかの器量のうつつわが主たる相続人になつたであろう。『沙石集』の次の話はこれを示している。^⑩

男子八人、女子も少々もっている丹後国の小名が、遺言で嫡子には宗と譲り、次男より次第次第に少しずつ減じて、すべての子孫に譲つたところ、嫡子はこのように小さく分けるのはゆゆしき大事として、自分は入道するが、五郎殿が器量の人であるので、家をつぎ宮仕えもされたい、各々はそのかげで田をつくり、表面に立たないでいようと述べ、他の者もそれにならつて皆入道した、というものである。このように、器量の者一人が相続する筋立てとなつており、分割相続から嫡子単独相続への移行を示す好例としてよく用いられるが、嫡子は長子ではなく、器量のあるなしが選定の条件になつているのが注目される。器量の仁は養子であっても尊重されたと考えられる。

また『沙石集』に、地頭であつたが不如意のため年々所領を手離し、その子は浮浪者となつていた人物の話がある。しかしその人は一門広き小名でもあつたので、親しきあたりに通い歩いて命を継いだとある。このような未だ流動的な鎌倉前期の武家社会では、一族の結束が要求され、一族が全体として、親におくれた子供のめんどろをみるという、相互扶助の体制をも形成している。

親族とそれに結合していく姻族との間のつながりの強さは、佐々木秀義がおぼの夫秀衡をたのんだ例、和田の乱に和田義盛の妻の兄の子横山時兼が与同している例などがこれを示している。^④親族・姻族の結束の強さゆえに、そのカナメとなる相続人には、器量ある者が必要であったのである。

養子とは異なるもう一つの親子関係の擬制として、鎌倉期には烏帽子親—子の関係が発生する。養子は家族の一員として迎えるのに対し、これは家族をなさない。では烏帽子親—子の間の関係はどのようなものであり、何のためにこのような関係が生じたのであろうか。『吾妻鏡』文治五年四月十八日条によれば、北条殿の三男時連が十五才で元服したが、頼朝は三浦十郎義連に加冠を頼んでいる。その理由は、この小童を政子が殊にかわいがり「将来に到り方人たらしめんと欲す」故、計画されたものである。単に元服時に加冠をなすだけでなく、将来引き立てられる有力者を烏帽子親に選んでいることがわかる。また、烏帽子親—子の関係によっても、御家人層の結合が形成されることのあることが予測されているといえる。

元服時に智養子が決定している場合もある。『吾妻鏡』建久五年二月二日条には、義時の嫡男金剛が十三才で元服したことが記され、この金剛を智とするよう、頼朝は三浦義澄を座右に召して仰せ含められたとある。義澄は孫女中から好婦を選んで仰せに従うと返答している。婿養子とする方が烏帽子親—子の関係よりも密接であることはいうまでもなからう。実朝の元服は十二才でなされていることから知られるように、^⑤ふつう十二—十五才で元服するが、元服時を契機に、武家社会では将来にわたり力を合せるべき烏帽子親や舅が決定されていることが知られる。このような関係を通じて武士団と武士団の結合が、網の目のようになされていったのである。

次に猶子についてみてみよう。建保四年三月、左金吾頼家の姫君（十四才）が尼御台所の猶子となっている。^⑥実際には孫である姫が政子の猶子となっている理由は、政子の地位の高さが、父親のないこの姫の後楯として好都合だと考えられたためであろう。ということとは、親—子間には、祖母と孫の關係以上の強い結びつきがあるという認識が前提となっていたと考えられる。実の親—子間には、祖父母—孫にもみられない、強力な絆があり、その中で

親権の強さも生じたのだが、その強い結合に準じて子供を将来にわたり援助していく体制をつくったのが、猶子であり、烏帽子親―子であったと考えられる。政子は稻毛重成の孫娘をも猶子としている^⑭。

西岡虎之助氏は、正治元年七月、頼家が安達景盛の妾を奪い、さらに景盛を殺そうとした時、政子が頼家をいまして、「景盛は先君頼朝が目をかけていた人である。もし罪科の評判があれば自分が先に訊問し成敗するであろう。事実をきわめず殺そうとするなど、後悔を招くことである」といった^⑮、という記事を評して、「政子が將軍頼家以上の権限をもっていたためにでた言葉にはかならない」としておられる^⑯。しかしこれは、政子の政治的立場が將軍以上であったために出た言葉であろうか。この事件に限らず、頼家の専権を制限するためになされた一連の政子の政治への口入は、將軍以上の権限をもっていたためになされたのではなく、政子が頼家の生母であったために、親権の行使として、教令者としてなされたことがらであると考ええる。親権をもって子息の専断を制限し、教令をなしたと考えたい。

元久二年七月、牧の方の陰謀によって殺された畠山重忠の余党等の所領を勲功の輩に与えたのは尼御台所の計いであつた。その理由は「將軍家幼稚之間如此」とされている^⑰。このように、論功行賞まで政子が行えたのも、將軍家の生母であつたからであり、將軍家が幼いので親として行つたわけである。それほど鎌倉期の親―子関係は緊密であり、また親権は強大であつたと思われる。親権の行使においては父、亡きあとは母が行つたのであり、政子の場合もこれであると考ええる。大友氏の後家尼信妙の所領配分など、後家が親権を行使した例は多い。

親―子の結びつきの強さを示すものとして、『吾妻鏡』宝治二年七月十日条がある。亡妻の遺物は子息が進退するか、妻の家へ返すかすべきであり、夫が進止すべきでない、というものである。母と子という親子の結びつきは強く、妻とその母族との結びつきがそれに次ぎ、夫婦間は相続に関する限り比較にならないくらい弱いということを示している。

烏帽子親が父親について、猶子が父親としても母親としても行われたのに対して、乳母は女性だけの問題であつ

たが、乳母の夫を含めた乳母の一族が、育てた子供の後見をしている例は多い。木曾義仲は、父義賢が悪源大義平に殺された時三才の嬰兒であった。乳母の夫中三権守兼遠が懐き、信濃国木曾に遁れ養育している。^⑤ また一二二七年六月、武蔵二郎時実（武州の二男）が家人高橋二郎に殺害されたが、その時、乳母の夫である尾藤左近将監景綱は出家している。さらに、一二〇六年十月、故將軍頼家の息善哉が実朝の猶子として始めて営中に入ったが、乳母の夫三浦義村は賜物を献じている。^⑥ このように、乳母とその夫も、烏帽子親同様、それ以上に、養育した子供をひきたて援助し、成長して後も行動をとにもすることが多かった。

乳母の子がのちに出世したり、乳母の養育した貴種の烏帽子子になることも、乳母一族と養育された人物との関係を一層強める役割を果たした。頼家の乳母は比企の尼の娘で、比企の尼は頼朝の乳母であった。比企の尼は甥能員を猶子となして推挙し、能員の妻となっていた尼の娘を頼家の乳母として推したのであろう。^⑦ また頼朝のもう一人の乳母寒川尼（八田宗綱息女・小山政光の妻）は、鐘愛の末子をつれて一二八〇年十月、隅田宿にやってきた。^⑧ 当時頼朝は三万騎を率いて武蔵に赴くところであった。尼は十四才のこの子を昵近奉公させたいと望んだので、自ら首服を加え、烏帽子を取って授けている。小山朝光がこれである。^⑨ このように乳母の一族が、養育した子供と、二重に親密な関係を保っていることがわかる。

^⑩ 一二四六年三月の評定では、有間朝澄二期の後伝領すべきものという養母の尼の遺言が議されている。^⑪ 養育によって実母子と同様の関係が発生していることを物語っている。しかしこの場合、評定では認められていない。この二年後の一二四八年七月、「亡妻養子の事、凡そ女人は自専の法なし」との沙汰があり、夫が許した養子以外、女人が養子をとることは不許可となっている。したがって夫の死後、女性が自分の意志で養子をとることは認められなくなっている。このように鎌倉中期に到り、夫の死後女性が自ら養子をとったり、所領を養子に譲与することは、きびしく制限されるようになっていた。前期において、女人が養子をとることは先蹤多しとされて公認されていたのとは対照的である。また、夫の許しを得ない養子が認められないことに示されているように、妻の権限の後退で

もあつたのである。

以上述べてきた如く、鎌倉期においては、女人養子が出現し一般化したことが第一の特徴であつたが、中期以後、女性が自分の意志で養子を取り、所領を譲与することは制限された。養子は、他人に対しても開かれていたが、幕府の方針は「一族並に傍輩」に限定しようとするものであり、それは御家人の所領の流出を防ぐ目的があつたためであると考えられる。養子の地位は、強大な親権のもとにあつて、それに従う義務を社会的にも課されており、一歩誤れば下人への転落の可能性も有しており、主従関係に等しい側面も兼ね備えていたが、反面、強大な親権に庇護されている面ももち、養子・実子にかかわらず器量によつて評価されることもあつたと思われる。この時代、親子関係の擬制である烏帽子親子、猶子、乳母などがあいついで成立したのは、武士階級において親子の秩序を基軸とする「家」が確立し、「家」と「家」との結合としての一族ないし惣領制が社会生活の単位であつたためであると考ええる。養子、躰養子、烏帽子親、猶子、乳母などが縦横になされることによつて、武士団の一族と一族、「家」と「家」とが固く結び合わされるようになった。

四 戦国期の養子

戦国家法では、御家人が非御家人の子を養子とするような、身分を越えて養子をとることを禁じており（大内氏掟書^⑤）、これは鎌倉幕府法と方針を同じくするものといえる。しかし戦国期においてはそれだけでなく、生前上間に達していたかどうか、遺跡・印判をもらっていたかどうかの条件が付け加わる。大内氏の壁書では養父存生の間に上間に達していなかった者は、御定法として、養父没後に兼約の次第を披露しても養子を立てることはできないとした。例外として討死勲跡は私の儀をもつて約諾した場合でも支証明鏡であればその養子を立つべしと仰せ出されることとし、若年の輩の場合は一家親類中から器量を選んで上意として仰せ付けられることとした。このよう

に、養子の選定に戦国大名の承認がなければならぬこととなり、大名権の「家」への介入が著しいのが特徴である。

親権はやはり強く、『塵芥集』五七条には、親が盗賊をした場合の咎は子に懸かることが明記されている。但し子であっても談合がなされていなければ懸けてはならず、子の咎も親に懸けてはならない。しかし同一の家に居住していたならば同罪である、と記されている。談合の事実や同居の事実を条件としながらも、親の咎が子にかかるという原則はゆるがないことがわかる。

『甲州式目』も、親の負物を子が相済すべき事は勿論であり、反対に子の負物は親に懸けてはならないとしている。ただ、親が借状に加筆していた場合は親にも懸かるし、子が早世してしまい、親がその跡を保っているような場合は、逆儀ではあるが子の負物は済すべきだ、というのである。親の罪は子にかかり、親の借財も子にかかるという、親権の強さ、親からみた親—子一体観が形成されているといえる。『結城氏新法度』も同様に親の負物は養子が負担すべき事を規定している。

また、養子の継母に対する関係を明らかにしている『甲州法度之次第』三一条は、遺跡・印判を申請した養子であれば、父の死後、実子があつても叙用せず、継母に対して不孝であれば所領は悔改すべきことを規定している。養子の恩地相続は、継母に対する孝養を保持することによつてはじめて確実性をもつことになる。これも親権の絶対性を示す条項であるとともに、子は常に親への孝養の道を歩まねばならなかったことも示していると考えられる。親に対する不孝の具体的表れが親—子の争いであるが、『結城氏新法度』では、親子のいさかいは「子の無理」だと決めつけている。例外として親の誤りを認める場合が二つあり、「かしらをふむ子（長子）をそばめ、わきの子（主）を引きたてへきかくこ」（賞格）をなした場合と、「其身不忠しなから、子をもならへて其しう二不忠し候へといさむ」（主）場合、としている。大名権力からみて、従順・忠孝な子息のみ、親への反逆を認めているのである。親—子の関係が、戦国大名権力のヒエラルヒー確立の中で、大名権力への忠を基本にした典型的な型Ⅱ理想像へと練り上げられ

ていく過程をみる事ができる。古代以来の親権のもとにある子・養子という親—子関係に、戦国大名権力への忠という要素が加えられ、それが親—子関係を計る主要な尺度へと置き変えられつつあるといえるのではなからうか。近世初期に成立した『吉川氏法度』になると、「継父継母ニ孝行之事専一也」と、育てた継父母には眞の父母よりも孝養をつくすべき事が述べられるようになる。戦国期には実父母も継父母も同じであったものが、継父母への孝行が強調されるようになっていく。形式的な家秩序の護持を第一義とする、近世的家族道徳確立への方向がみえるのである。

いっぽう、その親を、戦国大名権力は強力に権力の傘のうちに取り込んでいく。三好氏の法度『新加制式』は、私領を子孫に譲与するのは、父祖の意に任すべしとしながらも、父祖相伝の地を数多の子孫に分け与えるために嫡家が侘僚せしむることがあることから、「三代付属の領知は一切庶子に譲るべからず、新地に至りては父祖の意に任すべし、なお譲与の時淵底を究め、その定めあるべきか」と、親の所領譲与に介入している。

大名権力の介入は、親の譲与に関してばかりでなく、親と子、師弟と弟子の間の訴訟などにも介入している。このような訴訟の裁決が、大名権力の確立に大きな役割を果たしており、村落間相論、喧嘩などに大名権力が介入することの意義を勝俣鎮夫氏は「前代のあらゆる公権力の権力の効力を断ちきって、自己を最高とする大名の一元的支配権を確立することが、戦国大名を戦国大名たらしめる最大の特徴であった」と述べている。親子相論においても同じことがいえる。『六角氏式目』には、親子・師弟が訴訟に及ぶ時、子息・弟子のいう事を大綱許可することはない、としながらも、「言上に及ぶといえども、忠孝の差別、御思慮御分別を加えられ、御成敗あるべき事」と、大名側の裁量の余地を認めている。また与奪状、讓状の次第については、式目に定められているが、自今以後においては先例を用いられるべしとしている。これは先例を第一の典拠とする点で、大名の恣意的裁決をも制限しようとするものではないかと考える。いかにして公正な裁判を得るかは、戦国大名、その家臣団については大問題であり、かつ、これは家臣団の家の問題であるから、先例を第一の拠り所とし、その上で大名の思慮分別ある裁決が行われ

る事を理想としたものであろう。

前条の但書の中で、讓状を得る輩が後判を恐れずことさらに父母師匠等に対し不儀(禮)の働きをなすのは曲事であるとしている^⑧。このことから、讓与や、それが問題になった時期だけでなく、親子・師弟關係についてはそれ以後も、不義不孝を尺度に子・弟子の行動が社会的に監視されていたといえるのではなからうか。不義不孝は、親や師が道理孝忠であつてはじめて承認されるのであるから、親・師の行為も世間の目で常に評価されていることになる。「孝」・「孝養」をもって人の評価をなすことは、平安末期からみられることは前述した。戦国期に至るまでこれは家法にも村落文書にもあらわれるのである。「孝養」がこのようにして中世社会の生活規範となり、万人の認める尺度となったが、戦国大名は「孝養」に付随させて「忠」「不儀」という規範を、家臣団の中に浸透させていったと考えられる。

次に、戦国期の村落における養子を検討する。延徳元年の「今堀地下掟書案」^⑨には、「ユイシハ七子ヨリスキテメサレ候ハ、座ハ不可入者也」とある。七子以上も猶子とするようなことは、現実には少なかつたであろうが、一定数の座人⇨村人の家を継承していくために、惣村においても地下人クラスで猶子が行われていたことがわかる。地下人の家を保ち続けていくために、七度もの猶子が村掟で承認されていることは、村座の構成員である村人の家が、一定数のまま安定的に持続していくことを、当時の村落構成員が望んでいたことを示している。蒲生郡八幡神社に残る「南谷小里衆中掟書案」^⑩にも、「あとめなき人は、ゆいしをいたす可事」と記されている。跡目相続のために猶子が必要であつたことが明らかとなる。

このように戦国期の惣村において、実子が無い時は猶子をとることが一般に行なわれ、とるべきことが惣掟によって規定されているのである。惣村を構成する村座のメンバーは、それぞれ「家」を形成しており、その家の継承は村落構成員の義務でもあつたのである。座人の数を一定に維持していくことは、村落共同体の維持発展の基盤であるから、実子のない時には猶子を座入させたわけである。では村落共同体成員⇨座人の「家」とは、どのようなも

のであるうか。「今堀地下掟書案」^⑧に、「惣ヨリ屋敷請候て、村人ニテ無物、不可置事」とあるので、惣の承認のもとに屋敷をもつ村人層が古くからの構成員であるが、村人の外側には地下人（「村人ニテ無物」）があり、それぞれこのころには座を形成していたと考えられる。しかし一定の家数を保持し、惣から屋敷の保障を受けた村人層が惣村で主要な発言権を握っていたことはいままでもない。屋敷を売った時に百分の三の代金を惣へ出すことも規定し、「背此旨ヲ村人ハ、座ヲヌクヘキ也」としていることから、屋敷持ちであることが村人の地位を表示する指標であったこと、その屋敷の保有権は惣の強力な規制下にあったことを示している。

以上のように戦国期の村落においては、村落内成員の中で広く養子・猶子を求める風習があったが、村落外の者が定着することに対してはきわめて排他的であった。先述の地下掟には「他所之人を地下ニ請人候ハて、不可置候事」とあり、村落外の者に対してはきびしく排除していく姿勢を示している。したがって養子・猶子も、村人は村人中から、地下人は地下人中から得るといふ、階層制が守られていたのではないかと考える。

戦国期の養子の特徴は、武士階級にも惣村の村人、地下人層にも必要な制度となったことであり、武士階級においては、養子に上聞・印判を必要とするというように、戦国大名権力の家臣団の家への介入がみられる。また戦国大名は恩地相続の面から親から子への相続に干渉し、孝とともに忠の觀念を家族関係に持ち込んでいる。そうした家族のあり方を確立し、親を権力の傘の内に取り込むことによって家臣団統制を完成していったと考えられる。

武士も地下人・村人も階層を越える養子は取っていないと思われ、階層については閉鎖的であり、惣村における外部者に対する閉鎖性と同じ性格をもっている。村人の家数を一定に保ち惣結合を維持していくという惣村の命題は、武士階級においては「家」の維持継承という認識として社会的に受け容れられていたと思われる。

むすび

非血縁の養子を「家」の中にどのように組み入れていったかを通して、「家」と家族の成立過程を考察したこの論考によって、明らかにした点をまとめて、むすびにかえたい。

同居共財を理念とする律令制社会では、血縁によって結ばれた祖父母、父母、子、孫が一所に住むことが理想とされており、親権は強く、養子も近い親類から迎える規定があった。他姓養子は原則として不可能であった。しかし五位以上特に三位以上には嫡子制が導入され、嫡子による相続、「家」の継承制がいちはやく確立されていった。こうして三位以上の階層にまず「家」が成立、平安期には貴族層において、氏からの「家」の分化が一般化する。しかし庶民においては律令制下では「家」は未成立であったと思われる。

平安期の貴族層の父母と子による「家」は、財産、家格、家業を継承する主体として一般化し、しかもそれらを継承するのは、養子もふくめて主として男性であった。貴族層においてここでもいちはやく父系制が確立してくと考えられる。

鎌倉期には、養子が他人養子の要素をもつばかりでなく、女人養子や、烏帽子親子、猶子、乳母など血縁関係を擬制した制度があいついで成立する。そのため家族は血縁同族だけでなく、姻族やその他の擬制関係によって何重にも、また広く結びあわされるようになる。しかしその核には親子関係があり、強大な親権をもち教令者として尊ばれる親のもつて、実子も養子も器量によって評価された。女子は武芸としての器量は持ち合せていないから、女人養子や女子への譲与そのものが制限されるようになる。武士の「家」が多様な婚姻や擬制的親子関係のなかで成立するのである。

戦国期には、戦国大名権の「家」への介入がみられ、孝とともに忠という規範を持ち込んでいる。孝養は平安末

から存在する社会道徳であったが、それにこの時代、忠が加えられ、より重視されるに至っている。家臣団においても村落の村人・地下人層においても、彼らの「家」はその継承、構成集団内での地位の保全という集団内部の要請から、きわめて閉鎖的であった。そのために、一定数の家数を維持する必要があるから、養子や猶子は戦国期の社会であらゆる階層においてさかんに行われたのであるが、養子を求める対象は同階層に限られていたのである。

養子はこのように「家」が成立し、しかも父系で継承されるようになって社会的に必要な制度となっていた。ま

ず貴族層に、ついで庶民、武士へと養子の制は広がっていったと考えられる。

注

- ① 吉川弘文館、一九七二年。
- ② 同書九一頁。
- ③ 『中世武士団』（日本の歴史12）、小学館、一九七四年）、「中世社会論」（岩波講座「日本歴史」8）中世4、一九七六年）。
- ④ 「荘園制と領主制」（講座日本史2）、一九七〇年）。
- ⑤ 子孫別籍異財條。
- ⑥ 祖父母條。
- ⑦ 子孫違犯教令條。
- ⑧ 告祖父母父母條。
- ⑨ 冒祖父母父母條。
- ⑩ 冒祖父母父母條。
- ⑪ 律卷第一。

- ⑫ 戸令国守巡行條。
- ⑬ 孝子順孫條。
- ⑭ 『続日本紀』。
- ⑮ 聴養條。
- ⑯ 「古記」に「然今時人、多以己親弟・従父弟等為「養子」とあることによる。
- ⑰ 養子所養父母無子捨去條。
- ⑱ 養子所養父母無子捨去條。
- ⑲ 犯死罪條。
- ⑳ 「古記」による。
- ㉑ 『令集解』喪葬令服紀條、戸婚律逸文。
- ㉒ 繼嗣條。
- ㉓ 定嫡子條。
- ㉔ 繼嗣條。
- ㉕ 「養老戸令応分条の研究」(『法制史論集』第一卷所収)。なお、戸令応分条については、最近森田悌氏が、その政策意図について、庶子を自立させ、房戸主として支配の基盤に据えようとしたものであるとの見解を出されている(「戸令応分条について」、『日本史研究』二七二、一九八五年)。
- ㉖ 曾祖父母父母條。
- ㉗ 服紀條。
- ㉘ 平安遺文一三三八号。
- ㉙ 平安遺文二一七七号。

- ③② 吉田孝氏『律令国家と古代の社会』（岩波書店、一九八三年）。橋本義彦氏「貴族政権の政治構造」（岩波講座『日本歴史4』古代4）など。
- ③① 『教言卿記』。
- ③② 室町後期以後の日野家の男子にも相続におけるこの傾向は変化していない。（拙稿「中世における女性の地位と役割―婚姻形態を通じて―」橋女子大学研究紀要第十号、一九八二年）。
- ③③ 吉田孝氏前掲書。
- ③④ 追加法五九六。
- ③⑤ 『入来文書』寺尾家文書所引、元亨元年事書。
- ③⑥ 追加法七二。
- ③⑦ 追加法四三四。
- ③⑧ 追加法四三三。
- ③⑨ 追加法四六七。
- ④① 卷九ノ四。
- ④② 卷十ノ四。
- ④③ 卷九ノ四。
- ④④ 『吾妻鏡』治承四年八月九日条、建保元年五月二日条。
- ④⑤ 『吾妻鏡』建仁三年十月八日条。
- ④⑥ 『吾妻鏡』建保四年三月五日条。
- ④⑦ 『吾妻鏡』元久二年十一月三日条。
- ④⑧ 『吾妻鏡』正治元年七月十九日条。

- ④8 「日本女性史考」。
- ④9 「吾妻鏡」 元久二年七月一日条。
- ⑤0 「志賀文書」
- ⑤1 「吾妻鏡」 治承四年九月七日条。
- ⑤2 「吾妻鏡」 安貞元年六月十八日条。
- ⑤3 「吾妻鏡」 建永元年十月廿日条。
- ⑤4 「吾妻鏡」 養和二年八月十二日条、十月十七日条。
- ⑤5 「吾妻鏡」 治承四年十月二日条。
- ⑤6 「吾妻鏡」 寛元四年三月十二日条。
- ⑤7 「吾妻鏡」 宝治二年七月十日条。
- ⑤8 九条。
- ⑤9 一五四条。
- ⑥0 三二条。
- ⑥1 四五条。
- ⑥2 五一条。
- ⑥3 五四条。
- ⑥4 「戦国法」(岩波講座「日本歴史6中世2」、一九七六年、のち「戦国法成立史論」第一部第五章所収)。
- ⑥5 四六条。
- ⑥6 四七条。
- ⑥7 四七条。

⑦⑩ ⑥⑨ ⑥⑧

【今堀日吉神社文書】
【蒲生郡誌】
【今堀日吉神社文書】